

用語の説明

一般会計（いっばんかいけい）

地方公共団体の行政運営の基本的な経費をまとめた会計。

県税（けんぜい）

地方税法に基づき地方公共団体が課する地方税のうち、県が課税主体となるものをいう。

地方交付税（ちほうこうふぜい）

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、一定の行政サービスを提供できるよう国税の一定割合を財源として、国が地方公共団体に対して交付する税（交付金）。

国庫支出金（こっこししゅつきん）

国から地方公共団体が行う特定の事務・事業に要する経費に対して交付されるもの。

特別会計（とくべつかいけい）

県が特定の事業を行う場合に、特定の歳入をもって特定の支出に充て、一般会計と区分して整理する必要があるため、条例などによって設置している会計。

普通会計（ふつうかいけい）

地方公共団体における公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたもの。

※公営事業会計：公営企業会計（水道事業、病院事業）、収益事業会計、国民健康保険事業会計など。

地方債（ちほうさい）

地方公共団体が必要な財源を調達するために負う借金。県の借金を県債という。

繰入金（くりいれきん）

一般会計と特別会計などの会計間でおこなう現金の移動により会計に繰り入れたお金。